

**【注意事項】**

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したのから、順次、一覧表を更新していきます。

**県・市町村の行政サービス【大田市】**

(令和5年10月1日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
市営住宅の入居申込み	本人が請求できない場合は、同居のパートナーが申込みできる。		○	都市計画課	0854-83-8110	
母子手帳の交付	妊婦本人に交付できない場合、パートナーに交付する。	○		子ども家庭支援課	0854-83-8147	
乳幼児健診	パートナーが乳幼児を連れて受診。		○	子ども家庭支援課	0854-83-8147	
乳幼児相談・離乳食教室・育児教室	パートナーの相談・教室参加		○	子ども家庭支援課	0854-83-8147	
り災証明書の交付	本人が請求できない場合は、パートナーに交付する。	○		大田消防署 西部消防署	0854-82-0650（代表） 0855-65-2211（代表）	
救急出場証明書の交付	本人が請求できない場合は、パートナーに交付する。	○		大田消防署 西部消防署	0854-82-0650（代表） 0855-65-2211（代表）	